（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の六第一項の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、第八条の十三第一項の改正規定、第八条の十七第一項の改正規定、第八条の二十第一項の改正規定及び第八条の二十三第一項の改正規定中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第九条の七第一項の改正規定中「改め」の下に「、「この条」の下に「及び次条第四項」を加え」を加え、同条第二項の改正規定中「第六項」に」の下に「、「計算した額（以下この条」を「計算した額（以下この条、次条第二項」に」を、「以前の」に」の下に「、「及び第四十八条の十三」を「、次条第一項、第四十八条の十三及び第四十八条の十三の二第一項」に」を加え、同条第八項の改正規定中「第五十七条の二の四」を「」を「及び第五十七条の二の四」を「、第四十八条の十三の二第二項及び」に改め、同条第三十項を改め、同項を同条第二十九項とする改正規定の次に次のように加える。

第九条の七の次に次の一条を加える。

（税額控除不足額相当額の控除等）

第九条の七の二　前条第十九項から第二十七項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十一項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。）のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割額について控除されなかつた部分の額について準用する。この場合において、前条第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項及び第二十七項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

2　二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第四十一項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について前条第六項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分して計算した額とする。

3　前項の規定は、二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の規定により関係道府県ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（同条第四十二項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項において同じ。）について準用する。

4　法第五十三条第四十一項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び次項において「申告書等」という。）に税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある場合（第一項において準用する前条第十九項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第四十一項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

5　法第五十三条第四十二項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

第九条の八の改正規定及び第九条の八の二第一項の改正規定中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第五十二項」に改める。

第九条の八の三の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の四の見出し及び同条第一項の改正規定中「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第五十三項」に改める。

第九条の八の五（見出しを含む。）の改正規定中「第五十三条第四十六項第三号」を「第五十三条第五十四項第三号」に改める。

第九条の八の六の見出し及び同条第一項の改正規定中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十六項」に改める。

第九条の九の見出しの改正規定中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十六項」に改め、同条第一項の改正規定中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十六項」に、「同条第四十六項」を「同条第五十四項」に改める。

第九条の九の二第一項の改正規定中「第五十三条第四十九項」を「第五十三条第五十七項」に改める。

第九条の九の三第一項第一号の改正規定中「第五十三条第四十項（同条第四十一項」を「第五十三条第四十八項（同条第四十九項」に、「同条第四十二項」を「同条第五十項」に、「法人の道府県民税の確定申告書」という」を「同じ」に、「法人の道府県民税の確定申告書が」を「法第五十三条第一項の申告書が」に、「法人の道府県民税の確定申告書」に」を「同項の申告書」に」に改め、同項第二号の改正規定中「第五十三条第四十項」を「第五十三条第四十八項」に改める。

第二十条の三第一項の改正規定中同項の表法人税法の項の次に次のように加える。

租税特別措置法	第六十六条の十一の四第一項第一号	（通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この号において「通算法人等」という。）の当該最初の事業年度開始の日前に開始する他の通算法人（当該基準事業年度終了の日後のいずれかの時において当該通算法人等との間に通算完全支配関係があるものに限る。）の各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）のうち当該基準事業年度終了の日後に終了するもの（当該基準事業年度終了の日後に終了する事業年度のうち最も早い事業年度）以下この号において「所得金額が生ずる事業年度」という。）の所得の金額については、当該通算法人の事業年度開始の日を含む当該通算法人等の事業年度開始の日から
	第六十六条の十一の四第二項第二号	開始
		から二まで及び二